

京都市告示第123号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年7月11日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
京都日吉美山線	右京区嵯峨水尾鳩ヶ巢21番地の2地先から	旧	メートル 496.80	メートル 3.60 ~ 7.00
	同町20番地の1地先まで	新	496.80	4.74 ~ 22.20

(建設局道路部道路明示課)